（訂正）一面、前進記事中三段十一行目及十二行目、五月、十月とあるは五円、十円の誤りにつき訂正

投票は二十九日！

規約改正で総選挙実施

規約改正にもとずく、組合総選挙のため、十九日各支部の選挙管理委員会を開催して、本部選挙管理委員長が集合して、本部選挙管理委員長に就任、早速選挙日程、細則を決定した。

第1号の選挙介入に断

選挙管理委員会は飽くまで、公明正大なる選挙を実施し、昨年の如き紛糾が起らぬよう、未然の防止策をたてる。そのために非組合員の選挙介入は何人たりとも認めないことを決定し、職組、炭婦協、その他の友誼団体に対して、協力方の申入れをなす。

若しこれに対し、不正なる行動があると認めた時は断固着しくは規約に照し処分の方法を考えることを表明している。

運動は時間外

選挙管理委員会では指示第1号で本部選挙管理の確認とともに次の指示及び禁止事項を発した。

○繰込場及職場内に於ける選挙運動は各支部の選挙管理委員会の指示により行う。

○専用通勤列車内の選挙運動は禁止する。

○居住地域に於ける選挙運動は呼行為以外は禁止する。但し午后四時より午後八時までとする

○選挙運動は勤務時間外とする。

○選挙運動に「マイク及宣伝車」の使用は禁止する。

○宣伝活動を選挙運動に利用することは出来ない。

◇選挙日程

告示　五月二十四日（立候補は午前九時より）

立候補締切　五月二十七日午后五時まで

投票　五月二十九日

開票　五月三十日（投票終了后）

これは人権蹂躙だ

療養患者に破防法

入院患者よりの便り

前略

こんど、私達入院患者に対する破防法として、療養の費用は、明らかに思想運動の抑圧であって、全く人権をじゅうりんするものである。

即ち厚生省通達の療養の心得は名目は療養を主とした様なものであるが、その内容及び費用は、明らかに思想運動の抑圧であって、全く人権をじゅうりんするものである。

大地部では終下全組合の名をもって厳重なる抗議をするとともに実情調査を行い、対策をとる。尚当面の運動としては、銀水園はじめ、各国立療養所の入院患者と協戦会を開くとともに、大牟田官公労協議会を開催して、三池の共闘を組むこと。

入院患者よりの便り

前略

こんど、私達入院患者に対する破防法として、療養の費用は、明らかに思想運動の抑圧であって、全く人権をじゅうりんするものである。

即ち厚生省通達の療養の心得は名目は療養を主とした様なものであるが、その内容及び費用は、明らかに思想運動の抑圧であって、全く人権をじゅうりんするものである。

大地部では終下全組合の名をもって厳重なる抗議をするとともに実情調査を行い、対策をとる。尚当面の運動としては、銀水園はじめ、各国立療養所の入院患者と協戦会を開くとともに、大牟田官公労協議会を開催して、これが対策をたてた。